



SMTB年金ニュース



(平成24年7月13日)

三井住友信託銀行 年金企画部

【厚生年金基金】

厚生年金基金の資産運用に係る省令・通知の改正について (パブリックコメント手続きの開始)

7月13日、厚生年金基金の資産運用に係る省令・通知の改正につき、パブリックコメント手続きが開始され、8月20日までの間、改正案に対する意見募集が行われております。公表された改正案の概要等を下記のとおりご案内申し上げます。

なお、本件省令・通知改正は、先日公表された『[「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」報告書](#)』を受けて厚生労働省にて検討されたものです。本件省令・通知改正のほか、資産運用については、金融行政との連携の観点で別途通知改正等が行われる可能性があるものと思われます。

I. 改正される省令・通知等

- ① 厚生年金基金規則
- ② 『厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)』
(平成9年4月2日年発第2548号)
- ③ 『厚生年金基金の年金給付等積立金の運用に係る基本方針について(通知)』
(平成8年4月1日年発第2115号)
- ④ 『厚生年金基金の運用受託機関に対し提示すべき年金給付等積立金の運用指針について』
(平成12年5月31日年発第383号)
- ⑤ 『厚生年金基金の資産運用に係る事務の取扱いについて(通知)』/資産運用業務報告書様式
(平成9年6月11日年運発第9号)

II. 改正の概要

<改正省令・通知の公布日から施行されるもの>

改正後の内容	省令・通知	備考(※)
[オルタナ投資(※1)を行う場合] ○ 一定の事項(※2)を運用基本方針に定めなければならない。 ○ 運用受託機関の選任時、一定の事項(※3)に留意しなければならない。 ○ 運用商品の選定時、一定の事項(※4)を確認しなければならない。	②	1) 伝統的資産(株・債券等)以外への投資、伝統的投資戦略以外(デリバティブ等)を用いる投資 2) 投資目的、固有のリスク(流動性等)に係る留意事項 等 3) 組織体制、財務状況 等 4) リターンの源泉、リスク、個別運用商品に係る事項(海外ファンドを用いる場合はファンド監査有無等) 等

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 [電話番号] 03-6256-3581

<改正省令・通知の公布日から施行されるもの> 続き

改正後の内容	省令通知	備考(※)
<p>[運用受託機関の選任・評価において]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定性評価事項(※5)についてヒアリングすることが望ましい。 ○ ファンドマネージャー等にヒアリングすることが望ましい。(※6) ○ アクティブ運用の定量評価において運用効率を示す指標等(※7)に留意しなければならない。 ○ 定性評価においては一定の事項(※8)に留意すべき。 	②③④	5) 投資方針の明確性、運用プロセスの整合性 等 6) 必要に応じ、運用コンサルタントや資産運用委員会へのヒアリングを行うことも望ましい 7) シェアレポート 等 8) 上記(※5)と同様
<ul style="list-style-type: none"> ○ 役職員の職務に係る倫理規程を定めなければならない。(※9) 	②	9) 倫理規程の具体的な内容は示されていない

<平成 25 年 4 月 1 日から施行されるもの>

改正後の内容	省令通知	備考(※)
<ul style="list-style-type: none"> ○ 資産運用業務報告書(※10)に添えて、運用基本方針を厚生労働大臣に提出しなければならない。 	①②③ ⑤	10) 本件省令・通知改正に伴い、様式・提出期限の見直しが行われている。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策的資産構成割合(※11)を策定しなければならない。(努力義務を必須義務に見直し。) 	①②③ ④⑤	11) 策定においては、専門知識・経験を有する者からの意見聴取が必要。該当者の具体的な条件は示されていない
<ul style="list-style-type: none"> ○ 集中投資に関する方針を運用基本方針に策定しなければならない。(※12) 	②	12) 信託のバランス運用や、コスト抑制のための「パツパ」集中、生保一般勘定など、合理的理由がある場合は集中投資を行うことができる
<p>[運用コンサルタント]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約する運用コンサルタントは金融商品取引法の登録業者(※13)でなければならない。 ○ 契約する際には、運用受託機関との契約関係を確認しなければならない。 	②	13) 金融商品取引法第29条に基づく投資助言・代理業の登録を受けていなければならない
<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理運用業務従事者は、専門知識・経験等の程度に応じ研修(※14)を受講しなければならない。 	②	14) 受講すべき研修の具体例として企業年金連合会等が実施する資産運用に関する研修が挙げられている
<p>[資産運用委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融・経済の学識経験者や実務経験者(※15)をメンバーとして考えられる者に加える。(※16) ○ 議事を記録・保存し、代議員会に報告するほか、加入員等に周知しなければならない。 	②	15) 該当者の具体的な条件は示されていない 16) メンバーとして考えられる者の例示が増えただけであり、必ず学識経験者等をメンバーに加えなければならないということではない
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の事項(※17)を代議員会への報告事項に加える。 	②	17) 運用受託機関の選任状況・評価結果、役職員の研修受講状況 等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 資産運用委員会の議事概要を加入員等に周知すべき事項(※18)に加える。 	②	18) 周知対象者の範囲・周知方法は従来から変更なし

以上